

答申の概要

1 審査会の結論

令和6年2月13日に市長より諮問を受けた事案番号1から41までの投稿について、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条に規定する人権尊重のまちづくりを推進するため、条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずることは、条例の要件を充たしており、妥当である。

必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、これらの投稿について前記措置を講じたときは、同条第2項の規定に基づき、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨の記載をした表現について公表を行うことが適当である。

- ・「燃やせ」（事案番号1）
- ・「全部焼却して一から作り直したらどうだろう」（事案番号2）
- ・「地獄に行け」（事案番号3）
- ・「帰ってほしいと思ってる」（事案番号4）
- ・「自国にお帰りください案件」（事案番号5）
- ・「帰って欲しいよね」（事案番号6）
- ・「日本が嫌いでも祖国があるならそっちの方がいいだろ」（事案番号7）
- ・「排斥しかない」（事案番号8）
- ・「日本が嫌いなら帰ればいい」（事案番号9）
- ・「日本が嫌いならばいつでも帰ってくれが真っ当な意見」（事案番号10）
- ・「祖国へ帰れは正しい」（事案番号11）
- ・「速やかにお帰り下さいっていわないと」（事案番号12）
- ・「帰れよ（笑）」（事案番号13）
- ・「祖国へ帰って幸せになれ」（事案番号14）
- ・「消えろ」（事案番号15）
- ・「全員祖国へ帰れよ」（事案番号16）
- ・「祖国に帰ってくれませんか？」（事案番号17）
- ・「「祖国へ帰れ」は普通だと思うけど」（事案番号18）
- ・「祖国であり世界一の先進国である●●（特定の国家）で自由に幸せに生活

- してください」(事案番号19)
- ・「全員帰国しろで済む話」(事案番号20)
- ・「帰ればいいのになー」(事案番号21)
- ・「帰れと言われたら帰れよ」(事案番号22)
- ・「今すぐ死ねが正しい」(事案番号23)
- ・「マジで帰ったほうが良いよ 居られても困るし」(事案番号24)
- ・「〇〇〇(特定の民族の蔑称)は全員上下▲▲(特定の地域名)に帰れ」(事案番号25)
- ・「差別がない祖国に帰れば安心して暮らせるのにね」(事案番号26)
- ・「さっさと帰ればいいのに」(事案番号27)
- ・「嫌なら国籍国へ帰れば何もおかしくないだろ」(事案番号28)
- ・「在日死ね」(事案番号29)
- ・「▲▲人(特定の民族名)どもを追い出して日本人の手に取り戻さないとな」(事案番号30)
- ・「国籍国に帰国しなさいというのはアドバイスじゃねえの」(事案番号31)
- ・「祖国へ帰れと言われるのは当たり前だろ」(事案番号32)
- ・「速やかにお帰り下さいっていわないと」(事案番号33)
- ・「祖国へ帰って幸せになれ」(事案番号34)
- ・「消えろ」(事案番号35)
- ・「全員祖国へ帰れよ」(事案番号36)
- ・「祖国に帰ってくれませんか？」(事案番号37)
- ・「「祖国へ帰れ」は普通だと思うけど」(事案番号38)
- ・「差別がない祖国に帰れば安心して暮らせるのにね」(事案番号39)
- ・「さっさと帰ればいいのに」(事案番号40)
- ・「お在日◇◇日◆◆日△△日××日の◆◆野郎(誹謗中傷する表現)」(事案番号41)

2 審査会の判断

(1) 条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

条例第1条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表

現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第17条第1項及び第2項も、第1条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定している）を推進する観点から解釈し、適用されるべきである。

（2）条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」及び「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

（3）諮問された事案の条例第17条第1項の該当性について

事案番号1から41までの投稿は、インターネット上のブログサイト、短文投稿サイト又は電子掲示板へ投稿されたものであり、条例第17条第1項の「インターネット表現活動」に該当する。また、市の区域内で行われたことが明らかでないので、同項第2号の「市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）」に該当する。

また、当該投稿は、いずれの投稿も特定の市民等を対象としたものであり、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当する。

ア 事案番号1及び2

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、財産等に危害を加える旨を告知するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

イ 事案番号3から40まで

当該投稿は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

ウ 事案番号41

当該投稿は、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑するものであるから、条例第1条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

(4) 表現の内容の拡散を防止するために必要な措置について

事案番号1から41までの投稿は、令和6年2月13日時点で、インターネット上で誰でも閲覧できる状態になっているので、その表現の内容の拡散を防止するために、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

なお、事案番号1から41までの投稿の削除は、各サイトの利用ルールの内容にも沿うものとする。

(5) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、各投稿の趣旨を明記するなど、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように行うとともに、公表したもの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。